

佐久市環境基本条例

平成17年4月1日
条例第110号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針（第7条）
 - 第2節 基本的施策（第8条—第19条）
 - 第3節 施策の推進体制（第20条）
- 第3章 佐久市環境審議会（第21条—第25条）
- 第4章 雑則（第26条）

附則

私たちのまち佐久市は、浅間・荒船・八ヶ岳・蓼科の雄大な山なみと、千曲の清流とが織り成す豊かな風土と歴史に恵まれた、美しい高原のまちである。

私たち市民は、この自然を愛し、自然と共に暮らし、様々な文化や産業を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさと便利さをもたらした一方で身近な自然の減少など環境の悪化を招き、さらにはすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、豊かな自然の恵みとその自然がもたらす健全な環境を享受するとともに、この環境を次世代に引き継いでいくため、自然と人が共生できる社会をつくりあげていく必要がある。

こうした考え方に立ち、良好な自然環境と健全な社会環境の保全及び創造を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、自然と人が共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 森林、農地、水辺地等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい景観及び地域特性をいかした人に潤いと安らぎを与える快適な環境を創造すること。
- (4) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組が促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全等に取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等について基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第21条に規定する佐久市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制的措施)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措施)

第11条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境の保全等に資する活動を行う意欲が増進されるよう環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する協力)

第19条 市は、地球環境の保全に資する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 施策の推進体制

(施策の推進体制の整備)

第20条 市は、事業者及び市民の協力の下に、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 佐久市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、佐久市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べるができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。この場合において、委嘱する委員は、環境の保全に関し識見を有する者を含まなければならない。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第24条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるができる。
- 4 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第25条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の事務について委員及び専門委員を補佐する。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市環境基本条例（平成13年佐久市条例第11号）、自然との共生を旨とする臼田町条例（平成11年臼田町条例第18号）、自然との共生を旨とする臼田町条例施行規則（平成11年臼田町規則第17号）又は臼田町環境審議会条例（平成11年臼田町条例第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。